

堺市立三国丘中学校 部活動規約

部活動は、教育課程外（課外）の活動であるが、学校における教育活動である。従って、部活動の計画や運営はすべて学校が責任を持つものとし、以下のような規約を定める。

1. 総則

- (1) 学校の教育目標を実践していく場の一つと位置付け、調和と統一のある人間形成をめざして生徒の健全育成に努める。
- (2) 本校における部の種類は、別表Ⅰの通りとする。
- (3) 部活動の教育的な意義を理解し、次のような観点から指導する。
 - A. 学年・学級を離れて興味・関心を追求し、最大限に伸ばす。
 - B. 部長を中心とした生徒の自主的な活動を尊重していく。
 - C. 教師と生徒、生徒と生徒の人間的な触れ合いを大切にする。
 - D. ルールを守り、責任を重んずる態度を養う。
 - E. 活動の結果とともに、過程を大切にする。
 - F. 心身の健康を増進させる。

2. 組織

- (1) 顧問
 - A. 各部の顧問は、年度初めに学校長が委嘱する。
 - B. 予算は、前年度予算を考慮し、後援会費より割り当てられる。
 - C. 顧問は、部活動規約に従い、責任を持って計画と運営にあたる。
 - D. 各部1名以上の顧問によって顧問会を構成する。
顧問会は、部活動全般について協議し、必要に応じて職員会議に提案する。
- (2) 部員
 - A. 生徒は、希望参加制により入部できるが、原則として複数の部には入部できない。
 - B. 年度当初に、全生徒へ入部届（継続確認書）を配布する。
担任に提出することで、入部（継続）できる。提出しない者は、入部（継続）を認めない。
 - C. 入部（継続）は、1年ごとに行うものとする。
 - D. 退部の際は、本人と保護者が話し合ったうえで、顧問に申し出る。
- (3) 創部・廃部
 - A. 原則、創部はしない。
 - B. 廃部は、顧問会が活動不可能と認めた場合、職員会議に諮り校長の承認を得てなされる。

3. 活動時間

- (1) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- (2) 始業前 7:00 ~ 8:00まで
- (3) 放課後 17:30頃まで ※最終下校18:00
※始業前に活動する場合、放課後の活動と合わせて、2時間程度とすること。

4. 活動日

- (1) 原則として、平日1日と休業日1日は休みの日を設ける。 ※ノークラブデーの徹底
ただし、日曜日に公式戦がある場合のみ（練習試合不可）、土曜日の活動を認める。
その場合は、次週に平日2日の休みを設ける。
- (2) 長期休業中も同様に平日1日と休業日1日は休みの日を設ける。

- (3) 定期テスト1週間前から終了日までは練習を実施してはならない。
ただし、テスト期間中またはテスト終了直後に大会がある場合のみ、
朝練習も含み顧問・保護者・生徒の了解による変更は認める。放課後は17:30を最終下校とする。
- (4) 平日の顧問不在の練習は、原則として実施してはならない。土日祝の練習についても、同様である。
原則、毎週水曜日を学校統一のノークラブデーとし、部活動は実施しない。(長期休業中のみ除く)

5. 活動の条件

- (1) 必ず、顧問の指導の下に活動すること。
顧問が不在の場合、原則として部活動は認めない。ただし、代理の教職員の指導を受ける場合は、
その代理の教職員の指示に従うこと。
- (2) 生徒の判断で行える活動は、次のことだけに止める。
- A. ミーティング
 - B. 用具の準備・整理など
 - C. 軽い準備運動
- (3) 顧問が活動の場を離れる場合(必ず校内にいる)は、以下の事項を守ること。
- A. 活動開始時、部長に部員の出欠と健康状況を確認させた上で、以後の活動内容についての指示を十分にしておく。
 - B. 活動は軽く、危険の少ないものに止める。
 - C. 顧問の所在、連絡方法を部長に知らせておく。
 - D. 活動終了時、部長に部員の人数と健康状況を確認させた上で、部員全員に連絡事項を伝える。

6. 部の運営

- (1) 顧問は、生徒の自主性を育てながら活動の計画と運営にあたる。
- (2) 各部は、毎年度、年度初めに入部届(継続確認書)を全学年配布し、部員の募集を行う。
- (3) 各部は、年度初めに部員名簿を作成する。
- (4) 部員の毎日の出欠表及び日誌を作成し、参加状況及び練習内容を記入しておく。
- (5) 年1回以上、保護者会を設けて保護者の理解と協力を得る。
- (6) 新入生の入部に際しては、全体のオリエンテーションを実施し、部活動の意義・目的・ルールなどを指導徹底する。
- (7) 年度初めに部活集会を開き、活動にあたっての諸注意を行う。
- (8) 顧問は、部員の健康状況を常に把握し、特に「要運動制限」の部員については保護者と連絡をとり、十分に配慮する。

7. ケガ・事故が発生した場合

- (1) 至急、職員室及び保健室に連絡をとる。
- (2) 必要に応じて、学校から病院に連れていく。
- (3) ケガの程度に関らず、その日のうちに保護者へ以下のことを連絡する。
- 事故の日時・場所
 - ケガの程度・処置の方法
 - 事故発生の状況
 - 普段の練習や活動の内容
 - 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」についての説明
- (4) 事故発生時は、他の教職員も協力体制を十分にとる。

平成22年 4月 7日 制定
令和 4年 4月 8日 一部改正
令和 7年 3月24日 一部改正

別表 I

敬称略

部活動名	顧問	部活動名	顧問
サッカー	山崎健・大家	吹奏楽	許斐・柿坂・鈴木
軟式野球	小出・中村	文化研究部 華道 家庭科 郷土研究	天野 下村 福島 久保 中川真
陸上競技	生島・藤原・山本		
テニス（男）	木下拓・中川浩・山崎由		
テニス（女）	今西・小川・今村	美術	未安・川島・高原・寺内
バスケットボール（男）	数見・竹口	演劇	大津・池田・前田
バスケットボール（女）	西田・間吾・河嶋	ドリーム	武井
卓球	占部・木下直・中野		
水泳	石原・早川		
バレーボール	浜崎・青木・木下次		
ソフトボール	土居・泉谷		